

要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	頁	項目				内容	回答
1	1	第1	2			「平成30年度から令和元年度までに実施した全体基本設計」について、開示いただくことは可能との理解で宜しいでしょうか。	開示の予定はありません。
2	2	第1	3	(4)	図表1	新仁井田浄水場の送水ポンプ設備や薬注設備等の設計のために平均処理水量と最小処理水量をご教示ください。	開示します。 開示方法について別途、局ホームページでお知らせします。
3	3	第1	3	(4)	図表2	豊岩浄水場の送水ポンプ設備や薬注設備等の設計のために平均処理水量と最小処理水量をご教示ください。	開示します。 開示方法について別途、局ホームページでお知らせします。
4	4	第1	3	(4)	図表4	2. 浄水施設に「粉末活性炭接触池」の記載がありませんが、今回事業には含まれない理解で宜しいでしょうか。	粉末活性炭接触池の設置を否定するものではありません。適切な接触時間が確保できるシステムについては事業者提案とします。
5	4	第1	3	(4)	図表4	新仁井田浄水場の管路施設おける設計・工事対象範囲は別紙1、別紙2、別紙3に示される範囲のみであると考えますが宜しいでしょうか。	別紙以外の場内配管等も対象となります。
6	4	第1	3	(4)	図表4	太陽光発電設備について「基本設計○」、「実施設計－」、「建設工事－」と表記ありますが、第2、3、(1)、ウの図表20 電気設備設計の要求水準に太陽光発電設備の項目があります。太陽光発電設備の要求水準を満たす基本設計のみで、実施設計・建設工事については、対象範囲外ということで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	4	第1	3	(4)	図表4	整備対象外施設の基本設計範囲に、建設工事時期及び期間の検討も含まれるのでしょうか。	含まれます。
8	4	第1	3	(4)	図表4	上記が含まれない場合、基本設計のみ対象となっている施設の発注時期、建設時期および本事業への制約等をご提示願います。	No. 7を参照
9	4	第1	3	(4)	図表4	別途発注される脱水汚泥管理棟およびストックヤード工事の発注時期、建設時期および本事業への制約等をご提示願います。	No. 7を参照 発注時期等は、事業者提案に合わせ設定します。
10	4	第1	3	(4)	図表4	整備対象外施設である取水・導水施設、既存施設撤去の発注時期、建設時期および本事業への制約等をご提示願います。	取水・導水施設については令和5年度から3か年で整備する予定です。既存施設撤去については新仁井田浄水場稼働後となります。
11	4	第1	3	(4)	図表4	整備対象外施設の場内整備について、例えば建屋雨樋からの雨水排水等の集水から流末までは、場内整備の一部で対象外と考えて宜しいでしょうか。	事業者提案としますが、暗渠排水については事業者の整備、明渠排水については場内整備と想定しています。
12	4	第1	3	(4)	図表4	10 既存施設撤去範囲について、記載のある既存施設以外は残置する考えで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	5	第1	3	(4)	図表4	図表4 ※1 「天日乾燥床の一部は、整備に必要な範囲（最大6床とし、内1床はストックヤードとして利用すること）までの撤去とする。」とあることから、整備用地として4床撤去されている別紙3は参考図であり、最大6床撤去し、内1床をストックヤードとしても良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	頁	項目					内容	回答
14	5	第1	3	(4)	図表4	※1	脱水汚泥保管棟およびストックヤードの整備完了はいつ頃を見込んでいますか。	事業者提案によるスケジュールに合わせて整備します。
15	5	第1	3	(4)	図表4	※2	紫外線処理施設の基本設計では、採用する設備仕様に関する要求水準はなく、自由提案と考えますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	5	第1	3	(4)			令和4年度発注予定の工事前仮設橋について、施設配置の提案に影響する可能性があるため、工事前仮設橋の設置場所等の情報を提示願います。	開示します。 開示方法について別途、局ホームページでお知らせします。
17	5	第1	3	(4)			工事前仮設橋の整備期間をご教示願います。	令和4年度末に完了する予定です。
18	5	第1	3	(4)			豊岩送水ポンプの吐出側配管の施工範囲の取合いは決まっていますでしょうか。また、施工範囲が決まっている場合は取り合い図面も開示頂けるという理解で宜しいでしょうか。	前段：建屋外の第一継手までとし、取合点は地下とします。 後段：施工範囲は事業者提案とします。
19	5	第1	3	(4)	図表4	※1	「豊岩送水ポンプの吐出側配管は、建屋外まで」とありますが、取合点は地上地下いずれでも良いとの理解で宜しいでしょうか。	No. 18を参照
20	5	第1	3	(4)	図表4	※1	「豊岩送水ポンプの吐出側配管は、建屋外まで」とありますが、事業者の施工範囲としては、壁貫通管第一フランジまでとし、送り先の豊岩配水場の壁貫通管は範囲外との理解で宜しいでしょうか。	No. 18を参照
21	7	第1	3	(5)	図表5		市道仁井田浄水場北線 幅員：2.1m～2.7mとありますが、狭あい協議や道路拡幅に関する整備は対象外と考えますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	11	第1	3	(6)			調査項目に汚染土壌調査がありませんが、地歴調査を実施した上で不要との認識でよろしいでしょうか。また、発生した場合の対策工事は別途工事と解釈して宜しいでしょうか。	前段：募集要項等で示します。 後段：個別の事案を勘案して判断します。
23	11	第1	3	(6)	図表8		基本設計は、プロポで提出する内容を記載し、整理したものを作成することを考えております。そのため各プロセスの比較などは実施せず、その後作業を行う実施設計の基本的考え方をまとめることと考えておりますが、この様な理解で宜しいでしょうか。	本業務で行う基本設計、詳細設計の内容は、「水道事業実務必携」「水道施設設計業務委託標準仕様書（日本水道協会）」等の最新版に示された内容を求めます。プロポーザルの内容を整理したものとの理解ではありません。
24	11	第1	3	(6)	図表8		基本設計や実施設計において、市側からの要望により、プロポで提出する内容と変更となる場合、請負工事費も変更になると考えております。この様な理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、請負工事費の変更については個別の事案を勘案して判断します。
25	11	第1	3	(6)	図表8		各種申請に建築確認申請が含まれると思いますが、既存建築物の検査済証は全て貸与頂けると考えて宜しいでしょうか。	契約後、貸与します。
26	12	第1	3	(7)			図表9国庫補助金、交付金等の申請手続きとありますが、想定されている国庫補助メニューがありましたら教えてください。	現時点では、「水道水源開発等施設整備費国庫補助金－水道水源開発施設整備費－水道施設機能維持整備費」、「生活基盤施設耐震化等交付金－水道施設等耐震化事業－緊急時給水拠点確保等事業－基幹水道構造物の耐震化事業」、「生活基盤施設耐震化等交付金－水道施設等耐震化事業－水道管路耐震化等推進事業－水道管路緊急改善事業」等を想定しています。

要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	頁	項目					内容	回答
27	12	第1	3	(7)	図表9		「局が申請者となる、各種法令等に基づき必要となる手続き等」において、「関係機関との協議は、事業者の業務範囲とする」と記載がありますが、必要な場合は関係機関との協議についてご協力いただくことは可能でしょうか。	必要に応じて協力します。
28	12	第1	3	(7)	図表9		局が申請者となる、各種法令等に基づき必要となる手続き等について、関係機関との協議は、事業者の業務範囲とする。とありますが、関係機関との協議には局殿も同席するという理解で宜しいでしょうか。	No. 27を参照
29	12	第1	3	(7)			「設計・建設モニタリング」と「監督業務」の違いについて、業務内容を例示していただけますでしょうか。	個別の内容については例示しません。
30	13	第1	4	(3)			事業スケジュールについて、建設工事期間が3年9か月と非常にタイトな設定と見受けられますが、ベースとなっている基本設計時の工事工程表を開示いただけないでしょうか。	開示の予定はありません。
31	13	第1	4	(3)			令和10年3月建設工事完了、また、p29によると令和6年8月実施設計図書の提出となっていますが、関連する取水塔・導水管、水道事業変更認可・水利使用許可及び河川占用許可が予定時期までに取得できなかった場合は、建設工事期間及び設計期間も延伸する理解で宜しいでしょうか。	個別の事案を勘案して判断します。
32	13	第1	4	(5)	ウ		適用する要綱・各種基準の改訂が行われ、契約後、詳細設計の着手日の最新版を適用することで技術提案よりも仕様アップとなる場合には、設計変更対象になるとの理解で宜しいでしょうか。	個別の事案を勘案して協議します。
33	13	第1	4	(3)			事業スケジュールとして、令和6年7月建設工事の着手、令和10年3月に建設工事完了とありますが、既設を運用しながら大規模な改築更新工事を行う豊岩浄水場においては、以下の手順での施工が必要との理解で宜しいでしょうか。 R6年 ろ過池用機器製作 R7年 ろ過池改造、その他機器製作 R8年 ・送水ポンプ新設・更新 ※送水管施工(当事業外) 時期考慮 ・送水ポンプ完了後受変電設備更新 ・豊岩浄水場試運転完了 R9年 (豊岩浄水場試運転完了後) 新仁井田 浄水場試運転 RI0年 供用開始	事業者提案とします。
34	16	第1	4	(5)	ウ	(7)	水道設備に関する貴市独自の標準仕様はない理解で宜しいでしょうか。	要求水準書（案）P16に記載のとおりです。
35	18	第1	4	(7)			図表12および次項に示す原水水質実績を踏まえ「(8)浄水の要求水質」に示す要求処理水質を確保できる水処理システムの構築を求めるとありますが、原水の実績値を超える原水水質変動リスクは民間事業者の負担ではないとの理解で宜しいでしょうか。	個別の事案を勘案して判断します。
36	19	第1	4	(7)	ア	図表13	原水水質の想定は、記載された過去実績、あるいは提供資料2で把握できる範囲と理解して宜しいでしょうか。また、入札者側では合理的な水質予測ができませんので、貴市が想定する原水水質を超過した場合のリスクは貴市にあると理解して宜しいでしょうか。	個別の事案を勘案して判断します。
37	19	第1	4	(7)	イ		原水濁度の最大値は1,000度（測定上限）となっていますが、手分析も含めて最大値はいくらの数値となるのでしょうか。原水水質の範囲としては、示されている1,000度を上限と考えて宜しいでしょうか。	手分析による実績として、図表13で示す期間で最大濁度1,500度を観測しています。

要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	頁	項目					内容	回答
38	19	第1	4	(7)	イ		図表13 原水水質の測定実績について、原水濁度は1,000度を超えています。想定される原水供給条件をご教示下さい。	原水水質の測定実績より、事業者で想定してください。 No. 37を参照
39	19	第1	4	(7)			原水水質実績の最大濁度は1000度（図表13）となっていますが、これを超える場合においても浄水の要求水質や処理水量を維持するという理解で宜しいでしょうか。	最大濁度1,000度を超過するような状況において、通常の水処理は想定していません。
40	20	第1	4	(8)			図表14 浄水の要求水質とありますが、本事業で整備する施設、設備が達成できるように計画するものとして、運転維持管理は本事業の範囲外であることから、運転維持管理業務に起因して水質条件を満たさないことが生じても、整備の不備を問われたいとの理解で宜しいでしょうか。	個別の事案を勘案して判断します。
41	20	第1	4	(8)	図表14		浄水の要求水質は、試運転や給水開始前届時に実施するに水質試験結果を基に要求水準を満足していることを確認していただき、供用開始後の運転管理由来の不具合は市側で対応していただくという理解で宜しいでしょうか。	個別の事案を勘案して判断します。
42	20	第1	4	(8)	図表14		浄水の要求水質とありますが、浄水は浄水池出口水質という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	20	第1	4	(8)			図表14の浄水の要求水質についても達成は必須でないと考えて宜しいでしょうか。	要求水質の達成は必須とします。
44	20	第1	4	(8)			図表14の浄水の要求水質が達成必須である場合、原水が過去実績と同等であることを前提とするとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	20	第1	4	(8)			図表14の『総トリハロメタン』は浄水場出口の値との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	20	第1	4	(9)			「浄水処理過程で生じる排水は、・・・処理水は古川に放流すること・・・。」とありますが、放流先となる古川の放流量の制限（〇〇m ³ /日）等がありましたらご提示願います。	古川の放流量の最大値は9,170m ³ /日です。
47	20	第1	4	(9)			「浄水処理過程で生じる排水は、・・・処理水は古川に放流すること。」とありますが、放流量の制限についてご教示下さい。	No. 46を参照
48	20	第1	4	(9)			放流する処理水は、関係法令等で定められる排水基準を満たすこととありますが、試運転時に要求水準を満足していることを確認していただき、供用開始後の運転管理由来の不具合は市側で対応していただくという理解で宜しいでしょうか。	個別の事案を勘案して判断します。
49	20	第1	4	(11)			契約不適合責任の期間は引渡し後2年（重大な場合は10年間）とありますが、工期内に引渡した設備は、引き渡した時点から2年または10年との理解で宜しいでしょうか。	募集要項等で示します。
50	20	第1	4	(11)			契約不適合責任期間は設計・建物・機器など、いずれについても引渡しより2年間であるとの理解で宜しいでしょうか。	募集要項等で示します。
51	21	第1	4	(13)	ア	(エ)	試験、試運転用の電力、薬品、燃料その他消耗品費用は事業者負担とのことですが、既設設備を運用しながらの切り換え、更新となるため、使用電力量の測定、切り分けが困難と考えます。試験、試運転用電力の測定方法についてご教示願います。	試験、試運転時に、使用電力量の測定が可能な整備を行ってください。
52	21	第1	4	(13)	ア		「原水は、局より無償で提供する。」とありますが、供給水量をご提示頂けますか。	季節変動があるため、利用可能な水量については協議によって決定します。

要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	頁	項目					内容	回答
53	21	第1	4	(13)	ア	(カ)	「排水等は原則として・・・。なお、排水先は既設排水先を想定する。」とありますが、既設排水先（放流樹等）の放流量の制限（〇〇m ³ /日）等がありましたらご提示願います。	No. 46を参照
54	21	第1	4	(13)	ア		「排水先は既設排水先を想定する。」とありますが、1日当たりの最大排水量をご提示頂けますか。	No. 46を参照
55	21	第1	4	(13)	ア	(カ)	「排水先は既設排水先を想定する。」とありますが、試運転時のろ過水洗浄排水は、着水井へ戻して処理することは可能でしょうか。	クローズドシステムとして試運転する場合は、返送可能です。
56	21	第1	4	(13)	ア	(キ)	事業者にて改善すべき「故障、不具合等」について、電気設備切替時における、既存施設の不具合・劣化・経年劣化等の性能不足に関するものは局の負担、事業者の帰責事由による性能不足に関するもの（既設劣化や性能を含めて判断し提案した改造や改修）は事業者の負担であるとの理解で宜しいでしょうか。	個別の事案を勘案して判断します。
57	21	第2	4	(13)	ア	(ケ)	「事業者は事業最終年度に本事業の対象施設の総合試運転を行うこと」とありますが、水量規模が大きい新仁井田浄水場（計画一日最大給水量65,300m ³ /日）の試運転前である令和8年度までに、水量規模が小さい豊岩浄水場（計画一日最大給水量35,800m ³ /日）の試運転を完了する必要があると考えます。その場合、豊岩浄水場-豊岩配水場間の送水管工事（本事業外）の工程を考慮すると、送水ポンプの更新・新設及び受変電設備の更新工事は、令和8年度に実施することとなり、大規模工事施工によるリスク分散の観点から、令和7年度までに急速ろ過池の改造工事を実施する必要があるとの理解で宜しいでしょうか。	事業者提案とします。
58	21	第1	4	(13)	ア	(コ)	試運転時に利用可能な水量の概算水量をご教示ください。	No. 52を参照
59	21	第1	4	(13)			「試運転に使用する原水は、水利使用許可水量の内、既設仁井田浄水場で取水した残りの水量を使用するものとする。」とありますが、既設仁井田浄水場で取水した水を新仁井田浄水場の沈砂池まで送る必要があるとの理解で宜しいでしょうか。	新設の取水施設からの取水で試運転を行うことを想定しています。
60	21	第1	4	(13)			建設時の躯体洗浄等に浄水を使用する場合は、既設仁井田浄水場の浄水も提供いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	工事用水は無償で提供します。現場事務所等で使用する上水については有償とします。いずれも、使用水量を把握できるメーターや配管設備等を事業者負担で設置する必要があります。
61	21	第1	4	(13)	ア		「原水は、局より無償で提供する。」とありますが、各施設の洗浄水についても局からの支給と考えてよろしいでしょうか。また、各施設における洗浄水の水質レベルにご指定はありますか。	前段：No. 60を参照 後段：洗浄水は浄水を提供します。
62	22	第1	4	(13)	オ		「オ 総合試運転」について 新仁井田浄水場の総合試運転で発生する排水については、20頁（排水処理の目標水質）にある通り、関係法令等で定められる排水基準を満たした上で、古川に放流できると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	22	第1	4	(13)	オ		「オ 総合試運転」について 豊岩浄水場の総合試運転で発生する排水については、貴局と調整した上で、既設排水処理設備へ移送できると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	22	第1	4	(13)	オ		総合試運転について、総合試運転の計画は事業者提案という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	頁	項目					内容	回答
65	22	第1	4	(13)	カ		水張試験や耐圧試験の試験水についても、試運転同様に局からの支給と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	23	第1	4	(14)	ア	図表15	自然災害について、「1 特に考慮すべき自然災害として「降雪」「落雷」「塩害」に留意すること。」とありますが、これらの自然災害による既存施設での被害状況をご教示ください。	開示します。 開示方法について別途、局ホームページでお知らせします。
67	23	第1	3	(14)	ア	図表15	浸水対策について、新仁井田浄水場は盛土によるかさ上げ、豊岩取水場は躯体によるかさ上げとの記載がありますが、その他の対策を提案することは可能でしょうか。	新仁井田浄水場は、盛土による浸水対策とします。豊岩取水場は、その他の提案も可能とします。
68	23	第1	3	(14)	ア	図表15	浸水対策について、「盛土によるかさ上げ」と記載がありますが、盛土の範囲については事業者の提案範囲と考えて宜しいでしょうか。	新仁井田浄水場は、整備予定地全体の盛土による浸水対策を行う必要があります。
69	23	第1	4	(14)			「浸水対策」について 浸水対策は、必ずしも敷地全体において実施する必要はなく、浸水高さまで浸水した場合においても、浄水場の機能を確保できる範囲でよいと考えて宜しいでしょうか。	No. 68を参照
70	23	第1	3	(14)	ア	図表15	浸水対策について、「最新のデータを基に各施設での浸水高さを設定し」と記載がありますが、最新のデータとは具体的にどのようなデータを指しているかご提示願います。	公的な機関が公表している、想定浸水に関するデータです。
71	23	第1	4	(14)	ア	図表15	「浸水対策1」において、想定されている盛土材の供給元はありますでしょうか。	現時点ではありません。
72	23	第1	4	(14)			「浸水対策」について 「※ 想定浸水高さは、契約後の設計段階において、事業者が最新のデータを基に各施設での浸水高さを設定し、局と協議の上、決定すること」とあります。要求水準書の記載された想定浸水高さと設計段階の浸水高さが異なる場合、設計変更が認められると考えて宜しいでしょうか。	個別の事案を勘案して判断します。
73	24	第1	4	(14)	ア	図表15	例えば薬品沈澱池を2系列、2池/系列で計画する場合に、清掃・点検などで1系列の内、2池を空水にすることは無いと考えられます。浮力対策については、維持管理の条件を考慮して対策を講じるという理解で宜しいでしょうか。	想定されるあらゆる維持管理の条件で対策を講じてください。
74	23	第1	4	(14)			「施設配置」について 要求水準書に「維持管理や監視のし易さ」や「バリアフリー」等の文言がありますが、全ての施設で2つを両立させるのは不可能です。施設の特性によっては「バリアフリー」よりも「維持管理や監視のし易さ」を優先してよいと考えて宜しいでしょうか。	提案内容により、秋田県のバリアフリー社会の形成に関する条例への適合を求めます。対象施設以外については個別の事案を勘案し判断します。
75	23	第1	3	(14)	ア	図表15	施設配置について、場内除雪時に発生した雪の堆積場所を確保することとありますが、参考に例年の堆積場所、広さ等の状況を教示頂くことは可能でしょうか。	例年は場内の空きスペースに分散して堆積しています。
76	23	第1	4	(14)	ア	図表15	施設配置について、「場内除雪時に発生した雪の堆雪場所を確保すること。」とありますが、必要なスペースをご教示願います。	No. 75を参照
77	24	第1	4	(14)	ア	図表15	仁井田浄水場及び豊岩浄水場の送水先への計画送水量が示されておりますが、すべて水槽への送水であり、直接配水している箇所はないと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	24	第1	3	(14)	ア	図表15	構造形式について、「原則として鉄筋コンクリート造とする」と記載がありますが、地下部分を鉄筋コンクリート造、地上部分を鉄骨造にするなどの提案は可能でしょうか。	原文のとおりです。
79	24	第1	4	(14)	ア	図表15	「構造形式（土木構造物）1」において、液状化対策の対象範囲をお示しいただけますでしょうか。	事業者提案とします。

要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	頁	項目					内容	回答
80	24	第1	4	(14)	ア	図表15	構造形式（建築構造物）1において「原則として鉄筋コンクリート造」とありますが、鉄筋コンクリート造以外の構造とすることは可能との理解で宜しいでしょうか。	原文のとおりです。
81	25	第1	4	(14)	ア	図表15	躯体関係で「浄水施設の池内は、防食対策を施すこと」とありますが、コンクリート等（例えば被り）で防食対策が担保できれば無塗装でも構わないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	25	第1	4	(14)	ア		躯体関係3において浄水施設の池内は、防食対策を施すこととありますが、適切な技術的根拠を示すことで、塗装以外の方法を提案することは可能と考えて宜しいでしょうか。	No. 81を参照
83	25	第1	4	(14)	ア		躯体関係3の浄水施設とは要求水準書p4に示される「着水井、混和池、ブロック形成池、凝集沈澱池、急速ろ過池、浄水池」と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	25	第1	4	(14)			躯体関係3にて、「浄水施設内の池内は、防食対策を施すこと」とありますが、具体的な対象施設を教えてください。	No. 83を参照
85	25	第1	4	(14)	ア	図表15	浄水施設の池内の防食塗装は、水道基準を満足するものであれば、種別、工法は事業者提案との解釈で宜しいでしょうか。	防食塗装についてはJWWA基準を満たす必要があります。
86	25	第1	4	(14)	ア	図表15	配管関係でJWWA規格もしくはJIS規格とすることとありますが、日本水道鋼管協会（WSP）で規定されている配管を使用しても宜しいでしょうか。	使用可能です。
87	25	第1	4	(14)			「配管関係」について 「使用する水道用機材の規格は、JWWA規格もしくはJIS規格とすること。」とありますが、配管材料の証明提出書類は以下の理解で宜しいでしょうか。 ・ 鋳鉄管、弁類の水協規格品：水協証明書 ・ 鋼管、ステンレス管：材料証明書（ミルシート）	ご理解のとおりです。
88	25	第1	4	(14)	ア		配管関係で、可とう管を適切に設置と記載されていますが、同程度の機能を発揮する方法でも可能と考えて宜しいでしょうか。	原文のとおりです。
89	25	第1	4	(14)	ア	図表15	配管関係4項、不要管路は撤去と記載がありますが、入札者には要否の判断ができません。今後、不明管を特定するための資料が公開されると考えて宜しいでしょうか。	現在提供している資料をご参照ください。
90	25	第1	4	(14)	ア	図表15	配管関係4の「対象施設の建設に支障となる管路のうち、不要また未活用の管路は撤去し～」とありますが、既設図面があれば御提示願います。	No. 89を参照
91	25	第1	4	(14)	ア	図表15	機械配管（場内配管ではなく各設備内の配管）のフランジ接合は、RF-GFではなくFFを使用しても宜しいでしょうか。	水道工事標準仕様書【設備工事編】P64を参照
92	25	第1	4	(14)	ア	図表15	環境対策について、「2 騒音規制については、市環境部との協議を行うこと。」とありますが、提案段階で協議を行い、その対策を提案に見込むという理解で宜しいでしょうか。事前協議が不可の場合、基本・実施設計時において市環境部との協議内容で発生する対策費用については設計変更対象となるという理解で宜しいでしょうか。	前段：必要に応じて事業者でご判断ください。 後段：個別の事案を勘案して判断しますが、協議の不可を理由に提案段階において対策を考慮していないことは、要求水準未達と判断することも考えられます。
93	25	第1	4	(14)	ア		環境対策2 騒音規制について現在判明している事前協議等の内容がありましたら、ご教示いただけませんかでしょうか。	No. 92を参照
94	25	第1	4	(14)	ア	図表15	建設発生土の処分先に指定はありますか。また、搬入土の規定はありますか。	前段：処分先の指定はありません。 後段：搬入土は目的に応じて適切な材料を使用してください。

要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	頁	項目					内容	回答
95	25	第1	4	(14)	ア	図表15	「鉄・銅類等の指定された有価物は、指定された場所に運搬すること」との表記ですが、解体撤去から出てきた、鉄くず等のスクラップ（例えば解体時の鉄筋等）について全て整備範囲内の指定された場所に運搬するというのでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	25	第4	4	(14)	ア	図表15	撤去工事の指定された有価物は指定された場所に運搬とあるが、指定場所は敷地内と考えるのでしょうか。また、運搬後の管理については、事業者が管理（盗難対策含む）する必要がありますでしょうか。	前段：指定場所は、既設仁井田浄水場内および豊岩浄水場内とします。 後段：事業者による管理は不要とします。
97	26	第1	4	(14)	ア		撤去工事4 アスベスト調査済みの施設がありましたら、その内容をご教示ください。また、要求水準に示される分析調査を計画いたしますが、将来において基準の変更がある場合は増額変更または減額変更の対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	前段：調査済み施設分について開示します。開示方法について別途、局ホームページでお知らせします。 後段：個別の事案を勘案して協議します。
98	26	第1	4	(14)	ア	図表15	撤去工事について、「撤去工事に先立ち、…処分とすること。」とありますが、現時点でアスベスト含有物を把握されているようであれば、ご教示願います。提案時点で貴局と事業者双方で把握できないアスベスト含有物が、契約後の調査において判明した場合の対策費用等については、設計変更対象として協議させていただけるという理解で宜しいでしょうか。	前段：No. 97を参照 後段：ご理解のとおりです。
99	26	第1	4	(14)	ア	図表15	「撤去工事4」に記載されているアスベストの対応について、処分費が生じる場合には変更対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	個別の事案を勘案して協議します。
100	26	第1	4	(14)	ア	図表15	石綿については調査は事業費内と考えますが、撤去、運搬、処分が発生した場合は別途追加工事との理解で宜しいでしょうか。	個別の事案を勘案して協議します。
101	26	第1	4	(14)	ア	図表15	その他について、「4 既設機器の撤去に際しては、…PCBの混入規定値によって適正な報告、処理を行うこと。」とありますが、ここでいう「処理」とは、貴局指示の保管場所までの運搬のみを示すという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	26	第1	4	(14)	ア	図表15	その他について、「4 既設機器の撤去に際しては、…PCBの混入規定値によって適正な報告、処理を行うこと。」とありますが、現時点でPCB含有物を把握されているようであれば、ご提示願います。	局の調査では、高濃度、低濃度ともにPCB含有機器はありませんが、コンデンサ等の封入機器においては調査できていないため、確認が必要です。
103	26	第1	4	(14)	ア	図表15	PCBについては、高濃度PCBの対象は無く、調査により低濃度PCB（5mg超過）、PCB含有廃棄物（5mg以下）を確認するもので、PCBが確認された場合は、市での撤去、運搬、処分との理解で宜しいでしょうか。	No. 101、102を参照
104	26	第1	4	(14)		図表15	その他4で「PCBの混在規定値によって適正な報告、処理を行うこと」となっていますが事業体で行われる処分までの保管を行うとの理解で宜しいでしょうか。	No. 101、102を参照
105	27	第1	4	(17)	イ		作業エリアや職種を問わず、全工事関係者が対象となりますでしょうか。対象範囲を限定できるようであれば、条件をご提示いただけますでしょうか。	浄水場内に立ち入る工事関係者は必要です。
106	27	第1	1	(17)	イ		健康診断（腸内細菌検査・腸管出血性大腸菌）の検査結果を提出する作業従事者は調査、設計業務担当者は該当しないとの理解で宜しいでしょうか。	No. 105を参照
107	27	第2	1				事前調査業務期間の内、機械器具設置工事、電気工事等各業種における現地施工が行われている場合は、当該業種の建設業法上の現場代理人及び主任（監理）技術者を配置する必要がありますが、各業種とも現地施工が行われていない期間は、現場代理人及び主任（監理）技術者の配置は不要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	頁	項目				内容	回答	
108	27	第2	1			事前調査業務は、具体的には次の業務を含むものとする、とありますが、事業者側が必要と考える各種調査を追加で実施することも可能と判断して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
109	27	第2	1	(1)	ア	用地測量については、実施方針別紙3に示される仁井田浄水場の整備用地範囲が対象との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
110	27	第2	1	(1)	イ	(イ) (ウ)	「既設埋設物との交差部や接合部については、必ず調査を実施すること」とありますが、交差部や接合部は提示されている資料に示されたもののみと解釈しても宜しいでしょうか。	(ウ)をご参照ください。
111	28	第2	1	(2)		土質調査により想定と異なると判明した場合は協議の対象との理解で宜しいでしょうか。	個別の事案を勘案して判断します。	
112	28	第2	1	(3)		仁井田浄水場新設エリアの雨水排水について、雨水調整池の設置は不要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
113	28	第2	1	(3)		雨水排水について、雨水調整池は不要と考えて宜しいでしょうか。	No. 112を参照	
114	28	第2	1	(3)		別紙3にて污水管接続参考図は示されておりますが、各取合い点の図面等があれば御提示願います。	提供資料をご確認ください。	
115	28	第2	1	(3)		「汚水の排水先は公共下水道、それ以外の排水先は古川を予定している。」の記載がありますが、ウェルポイントやディープウェルによる排水についても古川に排水できると理解して宜しいでしょうか。	河川管理者との協議によります。	
116	28	第2	2			設計業務期間の内、機械器具設置工事・電気工事等各業種における現地施工が行われている場合は、当該業種の建設業法上の現場代理人及び主任（監理）技術者を配置する必要がありますが、各業種とも現地施工が行われていない期間は、現場代理人及び主任（監理）技術者の配置は不要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
117	28	第2	2			想定される国庫補助金および交付金事業についてご教示ください。また、補助が満額に至らない場合も事業は継続するとの理解で宜しいでしょうか。	前段：No. 26を参照 後段：ご理解のとおりです。	
118	29	第2	2	(4)		図表17 令和5年9月の基本設計完了後は、順次実施設計の完了したものから建設工事を着手してもかまわないとの理解で宜しいでしょうか。	原則、全ての設計が完了後、着手することとします。	
119	30	第2	3	(1)	ア	図表18 土木・建築構造物設計の要求水準書に記載されている「上屋」は、壁を含まない柱と屋根のみで構成される構造物も上屋と考えて問題ないでしょうか。	その他の要求水準と照らし、要求水準未達と判断することも考えられます。	
120	30	第2	3	(1)	ア		構造2の浄水施設とは要求水準書p4に示される「着水井、混和池、ブロック形成池、凝集沈澱池、急速ろ過池、浄水池」と理解して宜しいでしょうか。	No. 83を参照
121	30	第2	3	(1)	ア	図表18 「浄水施設は上屋を設けること」に適合する施設としては、“着水井、混和池、ブロック形成池、凝集沈澱池、急速ろ過池”との理解で宜しいでしょうか。	No. 83を参照 浄水池については、その大部分が地下構造物となる場合には、点検が必要な機器の設置範囲に上屋を設ける必要があります。	
122	30	第2	3	(1)	ア	図表18 「浄水施設は上屋を設けること」とは実施方針12P図表12 浄水施設にある”着水井、混和池、ブロック形成池、凝集沈澱池、急速ろ過池、浄水池”との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	

要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	頁	項目				内容	回答		
123	30	第2	3	(1)	ア		構造で、浄水施設、排水処理施設において、上屋を設けることが記載されています。RC構造ではなく、他の材質でも可能と考えて宜しいでしょうか。	原文のとおりです。	
124	30	第2	3	(1)	ア		「系列数」について 沈砂池・取水ポンプ井・着水井・混和池・フロック形成池・沈澱池の系列数は「1池清掃、補修時も機能が維持できる・・・」とあります。この記述は「1池停止時においても機能が維持できる・・・」と読み換えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
125	30	第2	3	(1)	ア		「系列数」について 急速ろ過池の系列数は「1池清掃かつ1池補修時においても計画浄水量を確保可能な・・・」とあります。この記述は「2池停止時においても計画浄水量を確保可能な・・・」と読み換えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
126	30	第2	3	(1)	ア	図表18	急速ろ過池には要求事項として1池停止時においても、計画浄水量を確保との規定ですが、沈砂池～沈澱池においても同様に、1池停止時にでも計画浄水量を確保するとの解釈で宜しいでしょうか。	原文のとおりです。	
127	30	第2	3	(1)	ア		「浄水池」について 2池合計で有効容量を12,000m ³ 以上とすれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
128	30	第2	3	(1)	ア	図表18	浄水池について、「水質劣化対策に配慮すること。」とありますが、対策は事業者提案との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
129	30	第2	3	(1)	ア		濃縮槽で、臭気対策に上屋を設けることが記載されています。RC構造ではなく、他の材質・方法でも可能と考えて宜しいでしょうか。	原文のとおりです。	
130	30	第2	3	(1)	ア	図表18	4	濃縮槽について、「臭気対策として上屋を設けること。」とありますが、具体的な条件提示をお願いします。	原文のとおりです。
131	30	第2	3	(1)	ア		図表18に将来紫外線処理設備を設置するために分岐配管を準備することとありますが、直管部に設置する機種（流量計の様なイメージ）を選定した場合、分岐配管は不要との理解で宜しいでしょうか。	事業者提案の内容によりますが、その他の要求水準と照らし、要求水準未達と判断することもあります。	
132	30	第2	3	(1)	ア		紫外線処理設備やストレーナーは5m程度の損失水頭が推測されます。急速ろ過池と浄水池の間に紫外線処理設備を計画する場合は、浄水池や送水ポンプ棟が非常に深い施設となり、経済性や維持管理性に課題を残す可能性があります。紫外線処理設備は急速ろ過池と浄水池間に設置することが必須条件でしょうか。送水ポンプの二次側に設置する計画は要求水準未達になりますか。	紫外線処理設備は急速ろ過池と浄水池間に設置することを想定しています。送水ポンプの二次側への設置は認めません。	
133	31	第2	3	(1)	ア	図表18		「場内配管9」において、電気防食設置深度は80～113cmとの理解で宜しいでしょうか。	原文のとおりです。（80～113m）
134	31	第2	3	(1)	ア	図表18		「場内配管10」において、電気防食を施すならばポリスリーブは不要との理解で宜しいでしょうか。	原文のとおりです。
135	31	第2	3	(1)	ア	図表18		「古川の横断はさや管推進工法による伏せ越しとする」との表記であるが、これは手形山送水管、御所野送水管、御野場本管の3本の送水管共にパイプインパイプにより計画するとの理解で宜しいでしょうか。	事業者提案とします。
136	31	第2	3	(1)	ア	図表18	-16	「手形山送水管、豊岩送水管及び御所野送水管の既設管切替作業は不断水工法で行うこと」との表記であるが、御所野本管への接続は断水接続との理解で宜しいでしょうか。同様に別紙1に示される豊岩幹線の切り離し作業は断水工事との理解で宜しいでしょうか。	御野場本管への接続および豊岩幹線の切離しともに、断水工事は予定していません。

要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	頁	項目					内容	回答
137	31	第2	3	(1)	ア	図表18-16	「手形山送水管、豊岩送水管及び御所野送水管の既設管切替作業は不断水工法で行うこと」との表記ですが、御所野本管への接続は断水接続との理解で宜しいでしょうか。同様に別紙1に示される豊岩幹線の切り離し作業についても断水工事との理解で宜しいでしょうか。	No. 136を参照
138	33	第2	3	(1)	ア	図表18	(建築計画) 第2節1(2)項、「適切な温度管理」と記載がありますが、これは「適切な“薬品の”温度管理」を意味するものでしょうか。また、適切な薬品の温度管理が可能であれば、空調設備以外の提案は可能でしょうか。	薬品の適切な温度管理とご理解ください。空調設備以外の提案も可能とします。
139	33	第2	3	(1)	図表18	第2節	「屋外に設置する室外機等は耐塩害仕様とすること。」とありますが、具体的な耐塩害仕様を御提示願います。	室外機は日本冷凍空調工業会標準規格JRA9002（空調機器の耐塩害試験基準）に基づく「JRA耐塩害仕様」があります。室外機以外は上記と同等性能の仕様を求めます。
140	33	第2	3	(1)	図表18	(2)	「給水方式は、施設の規模～」とありますが、場内給水量及び継続時間とその量を御教示願います。	事業者提案とします。
141	34	第2	3	(1)	ア	図表18	建築計画 3 排水設備について、「(2)公共下水道の接続工法や必要な許認可は、局および関係官庁と事前協議すること。」とありますが、事前協議というのは提案段階で協議を行い、その対策を提案に見込むという理解で宜しいでしょうか。また、その事前協議した範囲において基本・実施設計時において変更があった場合は設計変更対象として協議させていただけるという理解で宜しいでしょうか。	前段：必要に応じて事業者でご判断ください。 後段：個別の事案を勘案して判断しますが、協議の不可を理由に提案段階において対策を考慮していないことは、要求水準未達と判断することも考えられます。
142	34	第2	3	(1)	ア	図表18	建築計画 6 消火設備について、「(1)設置許可申請が必要な危険物施設に該当する施設は、・・・所轄の消防機関と事前協議を行うこと。」とありますが、事前協議というのは提案段階で協議を行い、その対策を提案に見込むという理解で宜しいでしょうか。	必要に応じて事業者でご判断ください。
143	35	第2	3	(1)	ア	図表18	建築計画 1 電灯設備について、外灯を設置することになっていますが、整備対象外施設の場合、整備で基本設計のみと記載があります。本事業では基本設計のみと理解して宜しいでしょうか。	当該項に記載の「外灯」は建築設備に付帯する門灯等とご理解ください。基本設計のみの理解ではありません。
144	41	第2	3	(1)	ア	図表18	(薬品棟) (粉末活性炭棟) 1項部屋諸元、(1)～(6)の記載がありますが、(2)薬注室は「次亜以外の薬品」、(3)次亜室は「次亜のみ」の理解でしょうか。また、必ず次亜室は分けることが求められる理解で宜しいでしょうか。	前段：ご理解のとおりです。 後段：事業者提案とします。
145	41	第2	3	(1)	ア	図表18	(薬品棟) (粉末活性炭棟) 1項部屋諸元、(1)～(6)の記載がありますが、部屋の構成は提案可能と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	42	第2	3	(1)	図表18		(薬品棟) (粉末活性炭棟)について、各注入点への配管ルートに配慮することとありますが、埋設または地上については事業者提案という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
147	43	第2	3	(1)	イ	図表19	(共通事項) 7項、今回事業では最終の汚泥処理を既存天日乾燥床で行うものと理解しますが、既存天日乾燥床の能力は、71,900m ³ /日処理とした場合、どの程度の汚泥量を処理可能と試算されているかご教示ください。	処理可能能力は、事業者提案としますが、実績として過去5年の最大処理量は、仁井田、豊岩を合わせて35,000m ³ /年程度です。
148	42	第2	3	(1)	ア	図表18	見学・研修施設において「基本設計（配置）を行う。」と記載がありますが、設計範囲は場内配置等における配置計画のみと考えて宜しいでしょうか。	配置計画に関連した、場内整備等の基本設計も含まれます。

要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	頁	項目					内容	回答	
149	43	第2	3	(1)	イ	図表19	共通事項 「3 各棟には浸水対策のため床排水ポンプを設けること。」とありますが、構造物等で浸水対策を行う場合（棟内に浸水の恐れがない場合）は、必ずしも床排水ポンプを設けなくても良いという理解で宜しいでしょうか。	浸水対策としての床排水ポンプについては、ご理解のとおりですが、維持管理上必要な設備について設置を求めます。 上記について、募集要項等で示します。	
150	43	第2	3	(1)	イ	図表19	（活性炭処理設備）p54 豊岩浄水場では「着水井に注入」と記載がありますが、仁井田浄水場での注入点に指定はない理解で宜しいでしょうか。	事業者提案によりますが、適切な接触時間を確保する必要があります。	
151	43	第2	3	(1)	イ	図表19	（活性炭処理設備）2項、仮に着水井で注入する場合、着水井で20分以上の接触時間が求められる理解でしょうか。接触時間として計算できる水槽は、注入する水槽での接触時間に限定される理解で宜しいでしょうか。	水道施設設計指針（2012）のとおりです。	
152	43	第2	3	(1)	イ		「活性炭処理設備」について 「粉末活性炭が原水に対して十分に混和、接触が可能な構造とし、系統ごとの運転を行う場合においても、最大浄水量における粉末活性炭接触時間が20分以上確保できること」とあります。ここで言う「粉末活性炭接触時間」には、粉末活性炭注入点以降の着水井・混和池・ブロック形成池等の滞留時間も含んでよいとの解釈で宜しいでしょうか。	No. 151を参照	
153	43	第2	3	(1)	イ		図表19の活性炭処理設備の項に『粉末活性炭接触時間が20分以上確保できること』とありますが、より短時間で有効である技術的根拠を示すことができれば、接触時間を短く（槽容量を小さく）することは可能との理解で宜しいでしょうか。	個別の事案を勘案して判断します。	
154	43	第2	3	(1)	イ	図表19	2	活性炭処理設備の注入点は、接触時間20分を確保するものであれば、任意の箇所事業者提案によるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
155	43	第2	3	(1)	イ	図表19		（活性炭処理設備）p44 薬品注入設備 5項に「自然流下」の記載がありますが、活性炭に関しては注入方式を問われない理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
156	43	第2	3	(1)	イ	図表19		（活性炭処理設備）貴市が想定している粉末活性炭設備の使用時期（〇月～△月）をご教示ください。	概ね5月～10月の6か月間を想定しています。
157	43	第2	3	(1)	イ	図表19	3	活性炭処理設備の活性炭注入量設定の為、最小処理水量を御教示願います。	開示します。 開示方法について別途、局ホームページでお知らせします。
158	44	第2	3	(1)	イ	図表19		混和池及びブロック形成池は機械式攪拌との表記であるが、落差や、迂流を利用した攪拌は不可との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	44	第2	3	(1)	イ			図表19の薬品注入設備の項に『薬品注入設備は自然流下方式とすること』とありますが、小出槽から自然流下とするとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、注入量制御の実施と小出し槽を経由しないバイパスの設置が必要となります。
160	44	第2	3	(1)	イ	図表19	4	次亜の注入について、原液或いは希釈注入は事業者提案という理解で宜しいでしょうか。	維持管理性を考慮の上、適切な事業者提案を求めます。
161	44	第2	3	(1)	イ	図表19		（薬品注入設備）5項、「自然流下方式」とありますが、この意味は「圧力配管への薬品注入は行わないこと」と同義と考えて宜しいでしょうか。	ポンプによる薬品注入は認めないにご理解ください。

要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	頁	項目					内容	回答
162	44	第2	3	(1)	図表19	5	「薬品注入設備の処理方式は自然流下方式とすること」とありますが、その他の方式で優位性がある場合は、事業者提案という理解で宜しいでしょうか。	原文のとおりです。
163	44	第2	3	(1)	図表19	12	薬品が小出槽から注入点まで自然流下で送れない可能性がある場合には、圧送方式は事業者提案という理解で宜しいでしょうか。	原文のとおりです。
164	44	第2	3	(1)	図表19	8	小出槽の容量と数量が示されておりますが、事業者提案により、小出槽を注入点毎に複数設けても良いという理解で宜しいでしょうか。	原文のとおりです。
165	44	第2	3	(1)	イ	図表19	(薬品注入設備) 8項、貯蔵槽・小出槽の容量について、4項で「薬品注入率は提案」とされていることから、提案する注入率によっては、入札者が適切と判断する容量が、記載の容量と異なることも予想されます。貯蔵槽容量については提案可能と考えて宜しいでしょうか。	原文のとおりです。
166	44	第2	3	(1)	イ	図表19	(薬品注入設備) 8項、貯蔵槽の数量は3槽、小出槽は1槽が指定されていますが、清掃・故障対応を考慮すると、小出槽は2槽が適切かと思料します。貯槽数は提案可能でしょうか。	原文のとおりです。
167	44	第2	3	(1)	図表19	4	薬品注入設備の薬注量設定の為、最小処理水量を御教示願います。	開示します。 開示方法について別途、局ホームページでお知らせします。
168	45	第2	3	(1)	イ	図表19	(薬品注入設備) 13項、「必要な容量」は入札者の提案事項と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
169	45	第2	3	(1)	イ	図表19	(薬品注入設備) 16項、移送ポンプ容量と注入量は大きく異なるため、移送ポンプから直接注入機へバイパスさせることは適切ではないことも考えられます。そのような場合、小出槽を2槽とし、バイパスを設けないことは提案可能でしょうか。	原文のとおりです。
170	45	第2	3	(1)	イ		「沈澱池」について「沈澱池は横流式とすること」とありますが、上向流式傾斜板や傾斜管を採用してもよいと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	45	第2	3	(1)	イ	図表19	沈澱池の排泥設備は、汚泥掻き寄せ機、傾斜板（管）、排泥弁、汚泥引抜ポンプ等により構成することとの表記であるが、例えば掻き寄せ機や、傾斜板を省略した構成は不可との認識で宜しいでしょうか。	個別の事案を勘案して判断します。
172	45	第2	3	(1)	イ	図表19	掻き寄せ機や、傾斜板を省略した構成は、本事業では用いることが出来ないとの理解で宜しいでしょうか。	個別の事案を勘案して判断します。
173	45	第2	3	(1)	イ	図表19	急速ろ過池の洗浄において、取水量が0の場合においても洗浄が可能なものとするかとあります。ろ過池休止期間中の洗浄を行う期間はどの程度を想定したら宜しいでしょうか。また、洗浄用の水量は要求水準に示される浄水池容量以内と考えますが宜しいでしょうか。	前段：取水量が0の場合においても洗浄可能な仕様を求めたもので、具体的な期間は想定していません。また、ろ過池全量の逆洗を求めるものではありません。適切な容量を確保する事業者提案を求めます。 後段：事業者提案とします。

要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	頁	項目					内容	回答
174	45	第2	3	(1)	図表19	6	「取水量が0の場合においても洗浄可能なものとする。」とありますが、取水量0の状態が何時間続くのか、運転時間に対してどの位の頻度・割合となるのか、御教示願います。また、最小水量とその際の必要な水量を御教示願います。 取水量が0の時に洗浄が必要な理由も御提示をお願い致します。	前段：No. 173を参照 中段：逆洗に必要な最小水量、必要水量は事業者提案とします。 後段：原水高濁時やろ過池閉塞を引き起こす不明水が流入し、ろ過抵抗が急激に高くなり逆洗が必要になった際に、取水を止めた状況でも場内水でろ過池洗浄を可能にするためです。
175	45	第2	3	(1)	図表19	6	「取水量が0の場合においても洗浄可能なものとする。」とありますが、逆洗工程を考慮する必要があるか御教示願います。	原文のとおりです。
176	45	第2	3	(1)	イ	図表19	紫外線処理施設用に設置する緊急遮断弁は紫外線設備と同様に将来において設置し、本事業では計画のみ行うという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
177	45	第2	3	(1)	図表19	1	紫外線処理設備は、急速ろ過池の後段に設置する事で基本設計を進めても宜しいでしょうか。	No. 132を参照
178	45	第2	3	(1)	図表19	2	紫外線処理設備の予備機及び予備能力について御教示願います。	事業者提案とします。
179	46	第2	3	(1)	イ		既設送水ポンプのウォーターハンマー計算書を開示頂けないでしょうか。	開示します。 開示方法について別途、局ホームページでお知らせします。
180	46	第2	3	(1)	イ	図表19	送水施設計画における送水ポンプ急停止時の水撃現象の検討のために、既存の送水管路図（縦断線形や空気弁等の配置が分かる図面）の提供をお願いします。 また、提案の参考にするため既存の水撃対策設備の仕様をご教示ください（可能であれば、既存の水撃検討資料を提供願います）。	No. 179を参照
181	46	第2	3	(1)	図表19	3	「排水はオープンシステムとクローズシステムの両システムに切り替えられるものとする。」とありますが、オープンシステムとクローズシステムについて御教示願います。	クローズドシステムの内容については、水道施設設計指針等をご確認ください。オープンシステムについては、クローズドシステムに対して、場内での返送を行わないシステムとご理解ください。
182	46	第2	3	(1)	図表19	5	「高濁度時には、沈澱池からの引抜汚泥を、排泥池および濃縮槽を経由せずに直接天日乾燥床に送泥して、上澄水を放流することが可能な構成とすること。」とありますが、上澄水とはどこの上澄水が該当するのか御教示願います。	上澄水とは天日乾燥床の上澄水であり、放流とは、排水池を経由して古川へ放流することを意味します。
183	47	第2	3	(1)	ウ	図表20	受変電設備 「7 高圧変圧器一次側への励磁突入電流抑制装置設置について、電気事業者の確認の上、必要に応じて設置すること。」とありますが、電気事業者の確認というのは提案段階で協議を行い、提案に見込むという理解で宜しいでしょうか。	必要に応じて事業者でご判断ください。
184	47	第2	3	(1)	ウ	図表20	受変電設備 「11 将来の紫外線処理施設、見学・研修施設用の…仕様とすること。また、配線ルートについても将来建設予定地周辺まで埋設管を埋設し、ハンドホールを整備すること。」とありますが、埋設しておく配管の仕様、本数等についてご提示願います。 また整備しておくハンドホールについても仕様、サイズ、個数、位置をご提示願います。	事業者提案とします。
185	47	第2	3	(1)	ウ	図表20	非常用自家発電設備 「2 パッケージ型ディーゼル機関とし、…」と限定的に記載されていますが、ディーゼル機関以外に事業者にて見直しをかけることは可能でしょうか。	原文のとおりです。

要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	頁	項目					内容	回答
186	47	第2	3	(1)	ウ	図表20	非常用自家発電設備 「6 使用燃料は、軽油とすること。」と限定的に記載されていますが、事業者にて、使用燃料の見直しをかけることは可能でしょうか。	原文のとおりです。
187	48	第2	3	(1)	ウ	図表20	非常用自家発電設備 「9 敷地境界での騒音規制値は、65dB(A)以下とすること。」とありますが、本要求水準書(案)P.25 図表15 環境対策についての項で「2 騒音規制については、市環境部との協議を行うこと。」とあります。市環境部との協議において、65dB(A)以下という条件が変わる可能性があるということでしょうか。その場合はどちらが優先されるかご教示願います。	No.92を参照
188	48	第2	3	(1)	ウ	図表20	(計装設備)1項、各施設での計測項目が記載されていますが、これら以外の計測項目について、提案は可能でしょうか。	提案可能です。
189	49	第2	3	(1)	ウ	図表20	新仁井田浄水場の送水ポンプ制御方案を検討するにあたり、新仁井田浄水場からの送水先が複数(豊岩配水池、御所野配水池、手形山配水池、雄和・南雄和地区)あり、配水池の高低差があります。各配水池は整備対象外であるため、送水ポンプの既設運転制御方式と各配水池の既設図面(機械(流入弁等)・電気計装設備)の開示をお願いいたします。	開示します。 開示方法について別途、局ホームページでお知らせします。
190	49	第2	3	(1)	ウ	図表20	監視制御設備 「4 複数人による・・・大画面モニターを1台設置すること。画面サイズは100インチ以上とすること。」とありますが、中央監視室に大型モニタを設置するとの考えで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
191	50	第2	3	(1)	ウ	図表20	監視制御設備 10 内蔵ハードディスクへのデータ保存期限に関し、年間ファイル等で任意年分保存するとありますが、監視装置本体(本体は特に容量の指定無し)と外部メディア等を利用して保存すると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	50	第2	3	(1)	ウ	図表20	テレメータの更新計画にあたり、場外施設の各子局盤のテレメータ仕様と既設の実装図を開示願います。加えて場外系施設に関しても、現場調査を実施させて頂きたくお願い致します。	前段：開示します。 開示方法について別途、局ホームページでお知らせします。 後段：現地調査は予定していません。
193	50	第2	3	(1)	ウ	図表20	既設との関連部分が多く見受けられます。全体像を把握したく、既設機器図(単線接続図(特高、高圧、低圧)システム構成図、フローシート、操作要項)、施工図、配線図に関して資料ご提供願います。(提供資料にございましたが不明瞭につき、読み取りできませんでした。)また、現地調査も実施させて頂きたくお願い致します。	前段：提供済みの資料については、再配付の予定はありません。 後段：現地調査は予定していません。
194	51	第2	3	(1)	ウ	図表20	監視制御設備13において、「新仁井田浄水場試運転時において、仮設管理棟監視室で新・旧水運用の状態を常に監視できるようにすること。」とありますが、新仁井田監視装置のLCD監視装置を仮設管理棟監視室に設置し、監視可能とするとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
195	51	第2	3	(1)	ウ	図表20	監視制御設備 「13 新仁井田浄水場試運転時において、仮設管理棟監視室で新・旧水運用の状態を常に監視できるようにすること。」とありますが、旧水運用は既設監視設備を一部移設し、新水運用LCDの一部を仮設するとの考えでしょうか。	No.194を参照
196	51	第2	3	(1)	ウ	図表20	監視制御設備14において、別事業で改修される川尻庁舎の流量・水圧遠隔監視システムへ出力する水位、圧力、流量、残留塩素の信号について「取り合い区分や施工範囲は局と協議の上決定する」とされていますが、取り合い点、信号種別について明示いただけるようお願いいたします。	現時点で出力信号は不確定のため、明示はできません。契約後、記載のとおり協議の上決定します。
197	51	第2	3	(1)	ウ	図表20	監視制御設備 15 ITVシステムについて、カメラ設置台数は、要求事項を満たした上、事業者提案と考える宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	頁	項目					内容	回答
198	51	第2	3	(1)	ウ	図表20	監視制御設備 15 ITVシステムについて、「・防犯対策用のカメラ（建築電気設備）は可動式とし、敷地入口ほか、各施設の出入口を確認できる位置に設置すること。」とありますが、水質監視用、水処理システムの状況把握用、防犯対策用の映像は全て同じITVシステムに取り込むという意図でこの監視制御設備の項に記載されていると理解しますが、あえて「防犯対策用のカメラ（建築電気設備）」とされた理由をご教示ください。	水質監視用、水処理システム状況、防犯対策用の映像は全て同じITVシステムに取り込む方針で考えています。あえて防犯対策用のカメラを建築電気設備と記載したのは、浄水処理機能に関係がない用途のカメラという意味です。
199	51	第2	3	(1)	ウ	図表20	監視制御設備 15 ITVシステムについて、「・防犯対策用のカメラ（建築電気設備）は可動式とし、敷地入口ほか、各施設の出入口を確認できる位置に設置すること。」とありますが、本要求水準書(案)P.35 図表18 建築電気設備の項には防犯設備については、本事業対象外の制御装置と侵入検知センサーを接続する配線経路の確保のみが記載されており、防犯対策用のカメラの表記がございません。 防犯対策用のカメラ映像を本事業範囲外の防犯設備へ取り込む必要はないという理解で宜しいでしょうか。	No. 198を参照
200	51	第2	3	(1)	ア	図表18	「太陽光発電設備 1」において、シリコン系の太陽光モジュールを標準とする根拠をご教示ください。	発電効率などの優位性を考慮して選定しています。
201	51	第2	3	(1)	ウ	図表20	太陽光発電設備 2 について、太陽光の発電した電力は場内で消費となっていますが、太陽光発電用の蓄電池は設置しなくてよいとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
202	53	第2	3	(2)	ア		本事業では、粉末活性炭注入設備は設計から施工までが範囲ですが、粉末活性炭棟は基本設計だけが事業範囲となります。施工に際して、他業者との関係で遅延や取り合い部のリスク等はどのようにお考えでしょうか。	個別の事案を勘案して判断しますが、他業者の責による遅延や取り合いのリスクについては局側のリスクとします。
203	53	第2	3	(2)	ア	図表22	「場内配管（豊岩配水場送水管）9」において、ポリスリーブ被覆すれば電気防食は不要との理解で宜しいでしょうか。	原文のとおりです。
204	54	第2	3	(2)	ア	図表22	急速ろ過池改造 「2 改造時における浄水施設停止可能時間は4時間程度であり・・・とすること。」とありますが、連日停止は可能でしょうか。	可能です。
205	54	第2	3	(2)	ア	図表22	豊岩浄水場「急速ろ過池改造(クリプト対策)」は土木・建築構造物設計の要求水準に記載されているが、機械設備に関わる設計になるという理解で宜しいでしょうか。	事業者提案とします。
206	54	第2	3	(2)	ア	図表23	共通事項 「3 粉末活性炭棟には浸水対策のため床排水ポンプを設けること。」とありますが、前頁 図表22 建築計画 「4 浸水対策については、嵩上げ等躯体による対策を講じること。」を行えば（棟内に浸水の恐れがない場合）は、必ずしも床排水ポンプを設けなくても良いという理解で宜しいでしょうか。	No. 149を参照
207	54	第2	3	(2)	ア		急速ろ過池改造（クリプト対策）についてとありますが、ろ材や集水装置などは既設を流用との理解で宜しいでしょうか。本事業の事業費として計上されているものとして、整備範囲をご教示下さい。	前段：ご理解のとおりです。 後段：事業者提案とします。
208	54	第2	3	(2)	イ	図表23	（活性炭処理設備）2項、既存着水井への注入を指定しているため、接触時間については問われない理解で宜しいでしょうか。	事業者提案によりますが、適切な接触時間を確保することが必要です。
209	54	第2	3	(2)	イ	図表23	「粉末活性炭は着水井に注入するものとする。」とありますが、他の注入点からの注入が合理的である場合は、事業者提案によるとの理解で宜しいでしょうか。	原文のとおりです。

要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	頁	項目					内容	回答
210	54	第2	3	(2)	イ	図表23	(活性炭処理設備) 注入方式は問われない理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
211	54	第2	3	(2)	イ	図表23	粉末活性炭注入設備の設置および注入点は、豊岩取水場内も視野に入れた事業者提案という理解で宜しいでしょうか。	原文のとおりです。
212	54	第2	3	(2)	イ	図表23	豊岩浄水場における活性炭処理設備の活性炭注入量設定の為、最小処理水量をご教示願います。	開示します。 開示方法について別途、局ホームページでお知らせします。
213	56	第2	3	(2)	ウ	図表24	非常用自家発電設備について、豊岩取水場の非常用発電設備の仕様（ディーゼル機関、ガスタービン機関等）、使用燃料は事業者提案と考えて宜しいでしょうか。	原文のとおりです。
214	57	第2	3	(2)	ウ	図表24	(計装設備) 1項、各施設での計測項目が記載されていますが、これら以外の計測項目について、提案は可能でしょうか。	提案可能です。
215	58	第2	3	(2)	ウ	図表24	監視制御設備8について、新仁井田浄水場－豊岩配水場間の新規TMは送水ポンプ制御のみとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
216	58	第2	3	(2)	ウ	図表24	監視制御設備12について、新仁井田浄水場と豊岩浄水場の相互監視はVPN等の専用回線で実施するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
217	59	第2	4	(1)	ア		周辺影響調査とは何を想定していますか。	具体的な想定はありません。事業者の提案により影響があると考えられるものについて調査してください。
218	60	第2	4	(1)	ウ		生活環境調査とは何を想定していますか。	具体的な想定はありません。事業者の提案により影響があると考えられるものについて調査してください。
219	59	第2	4	(1)			更新施設建設予定地の土壌汚染対策法の対応は水道局側で完了済みと考えて宜しいでしょうか。	実施していません。
220	60	第2	4	(1)	ウ		生活影響環境調査や臭気調査の実施目的をご教示ください。	事業者の提案により影響があることを想定して実施するものです。
221	60	第2	4	(1)	カ		家屋調査の範囲は指定いただけるのでしょうか。	事業者の提案により影響があると考えられる範囲について調査してください。
222	60	第2	4	(1)	キ		秋田市遺跡地図を確認する限り、事業エリアには遺跡等無いように思われますが、想定されている遺跡、文化財がありますか。 また、調査とは何を想定していますか。	前段：具体的な想定はありません。 後段：調査は本事業に係る遺跡地図の確認等とご理解ください。
223	60	第2	5				機械器具設置工事、電気工事など建設業務期間中に配置する各業種ごとの現場代理人と主任（監理）技術者との兼務は可能との理解で宜しいでしょうか。	募集要項等で示します。
224	60	第2	5				機械器具設置工事、電気工事など各業種ごとに建設業務期間中に配置する現場代理人は、現地施工に着手する前や建設工事を全面的に一時中止している期間などは、当該工事現場に常駐せずともよく、専任性も問われないとの理解で宜しいでしょうか。	募集要項等で示します。

要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	頁	項目					内容	回答
225	60	第2	5				機械器具設置工事、電気工事など各業種ごとの建設業務期間中における現場代理人は、現地施工に着工する前や建設工事を全面的に一時中止している期間と、現地施工をしている期間は、別の者を配置することが可能との理解で宜しいでしょうか。	募集要項等で示します。
226	60	第2	5				機械器具設置工事や電気工事など各業種ごとの建設業務期間中に配置する主任（監理）技術者は、当該技術者が担当する工種の現地施工が行われている期間のみ常駐する必要がある、その期間のみ専任性が問われるとの理解で宜しいでしょうか。	募集要項等で示します。
227	60	第2	5				機械器具設置工事や電気工事など各業種ごとの建設業務期間中における主任（監理）技術者は、現地施工に着工する前や建設工事を全面的に一時中止している期間と、現地施工をしている期間は、別の者を配置することが可能との理解で宜しいでしょうか。	募集要項等で示します。
228	61	第2	5	(1)	エ		近隣調査等の内容、範囲をお示してください。	近隣調査は要求水準書（案）P59_第2_4_(1)の「事前・事後調査」とご理解ください。
229	62	第2	5	(1)	(イ)	ク	別途発注する予定の工事について発注年度及び工事内容・工事場所・工期に関する事項をご教示をお願いします。	発注予定については以下のとおりです。 令和4年度：工事用仮設橋 令和5年度～7年度：取水塔、導水管等 新仁井田浄水場稼働後：既存施設撤去（既存取水・導水施設）、見学・研修施設、紫外線処理施設 上記以外の整備対象外施設：工事内容、工事場所、工期等は事業者提案とします。
230	62	第2	5	(3)	イ		工事精算書とはどのような書類でしょうか。様式があればご提示願います。なければ、必要な項目についてお示してください。	工事設計書に準じた積算根拠等の資料とご理解ください。様式は自由とします。
231	63	第2	5	(6)	ア		建設工事で使用する水道については、詳細事項を発注者と協議の上、有償で場内から分岐することは可能でしょうか。 また、工事用現場事務所仮設として場内に浄化槽を設置することは可能でしょうか。	前段：可能です。No. 57を参照 後段：場内（既設浄水場内および整備予定地内）は不可です。
232	63	第2	5	(6)			建設工事用の現場事務所・工事用通勤車両駐車場及び工事用資機材仮置き場の用地は、場内で貸与頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	個別の事案を勘案して判断します。
233	提供資料 水質データ						既設仁井田浄水場における、濃縮槽への投入排泥量（m ³ /d）と濃度、濃縮槽の濃縮汚泥濃度、天日乾燥床への投入量を御教示願います。	開示します。 開示方法について別途、局ホームページでお知らせします。
234	別紙2						廃止管については凡例にモルタル充填・撤去との表記であるが、撤去するエリアについては事業者提案か。もしくは古川横断箇所のみがモルタル充填との意味合いでしょうか。	要求水準書（案）P31（場内配管）14、15をご参照ください。
235	別紙6						「◆豊岩浄水場現況平面図」では薬品沈澱池南側のエリアが、既設杭想定範囲となっていますが、実施方針 別紙7では、想定範囲となっていません。どちらが正しいでしょうか。	実施方針、別紙7を正とします。募集公告時に修正します。
236							仁井田浄水場及び豊岩浄水場の現状の施設運用状況、稼働率等についてご教示願います。	開示します。 開示方法について別途、局ホームページでお知らせします。

要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	頁	項目	内容	回答
237			平成30年10月に委託契約されております、仁井田浄水場更新基本設計等業務委託に関する成果品について開示頂きたいようお願い致します。	開示の予定はありません。
238			仁井田浄水場において、更新後の電源系統を考えるにあたり、既設の電源系統図（建築付帯含む）開示願います。（提供資料にございましたが、不明瞭につき読み取りできませんでした。）また、更新後に必要とする既設の電源系統があれば、ご教示願います。	前段：仁井田浄水場の既設電源系統図については、提供の予定はありません。 後段：既設建築物の排水ポンプ等の電源については必要です。
239	その他		事業提案書提出前に諸官庁と事前協議を行うことは可能でしょうか。	事業者でご判断ください。